

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	危機管理課

契約業者名・住所	NEC ネットエスアイ株式会社 千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地の 1
工事等の名称	令和 8 年度防災行政無線及び松戸市設置計測震度計等保守点検業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	「機器保守」通信機器保守
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	金 8,129,000 円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額) 金 739,000 円
工事等の概要	設備機器の点検、調整 (アンテナやスピーカーの向き等も含む)、清掃等、障害修理
随意契約の理由	防災行政無線及び松戸市設置計測震度計等保守点検業務委託は、災害等により本市に影響が及ぶ恐れがある場合において、災害等に関する情報を市民の皆様に迅速かつ的確に伝えるために下記機器類の保守点検を実施し、各設備間の連携を図り、情報伝達手段としての機能を保持及び発揮できるように調整を図るものです。 防災行政無線は、市民等への情報伝達手段としての重要な役割を担っており、重要情報を伝達するにあたり、不具合等のトラブルを未然に防ぐことが必要不可欠であります。 本業務により設備の連動及び動作確認を実施し、災害時において重要な災害情報を迅速かつ的確に伝達するためには、下記機器類の連動及び動作に関して熟知している必要があることから、不具合等のトラブルを未然に回避するため、現行の防災行政無線システムを熟知している業者に本業務を実施させることが適当と判断されます。

	相手方である NEC ネットエスアイ株式会社は、現行の防災行政無線システムの再整備工事の施工等を実施した業者であり、前述の諸条件を満たす唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である NEC ネットエスアイ株式会社 千葉支店を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であることが思慮されます。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとします。
--	--